緊急事態宣言期間の延長に伴う部活動の取扱いについて(通知)

日頃から部活動の推進に御理解、御協力をいただき、感謝申し上げます。

都教育委員会は、夏季休業明けの感染症対策を一層徹底するため、9月末迄を「対策強化月間」と位置付けています。また、緊急事態宣言期間の延長に伴う都立学校の対応については、令和3年9月9日付3教総総第1312号により示したところです。

ついては、部活動の実施に関して、下記のとおり改めて周知いたします。

記

- 1 部活動の実施における基本的な考え方 感染症対策を講じた上で、校長の責任の下、(1)~(9)のとおり、部活動を取扱うこと。
- (1) 9月末迄の対策強化月間中の部活動においては、感染リスクの高い活動は控える。特に、接触等を伴う活動等において、可能な限りの感染症対策を講じても生徒の安全を確保することができない場合は、実施を控える。
- (2) 大会等参加に伴う部活動を実施する場合は、活動日は週4日以内とし、活動時間は平日2時間程度、休日3時間程度とする。ただし、各種大会やコンクール等に出場する場合、その当日は活動日数に含まない。
- (3)大会出場等を目的としていない部活動において、校長の責任の下、生徒の心身の健康等を維持するために、真に必要と判断した場合には、健康観察を確実に行い、週3日以内で活動を認める。
- (4) オンラインを活用した教育活動を全面的に実施する9月21日から9月24日を含む、9月18日から9月26日までの期間においては、人流を抑制するため、部活動を実施しない。ただし、出場する大会等の初日を起算日として14日前からのみ、練習及び都県をまたがない練習試合や合同練習等を認める。
 - ※ 活動日の設定や、出場可能な大会等については、別紙「緊急事態宣言期間の延長に伴う部活動 の実施に関するQ&A」を参照
- (5) 都県をまたぐ大会への出場については、全国大会等への出場を除き、不可とする。
- (6)大会等参加に伴う都県をまたがない練習試合や合同練習等、定期演奏会等に伴う練習は可とし、実施する場合には、生徒の健康観察を確実に行う等、感染症対策を徹底する。
- (7) 部活動の実施に当たっては、都教育委員会の運動部及び文化部の「部活動の在り方に関する方針」 に則り、活動時間については、長くとも平日では2時間程度、週休日(祝日等を含む。)は3時間 程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。
- (8) 大会等出場や、定期演奏会等を実施する場合は、次の事項に留意すること。
 - ア 各学校において、保護者に対し、大会等出場や、定期演奏会等の実施に関する通知を発出した上で、生徒・保護者の参加同意書を得る。
 - イ 参加予定の生徒の健康状態を把握するとともに、発熱や体調不良等がないことを確認する。開催日を起算日として 14 日前から、各学校において、必ず毎日、生徒の健康観察を行い、令和 3 年 3 月 5 日付 2 教総総第 2566 号添付の別紙 1「部活動大会等出場一覧及び感染対策確認票」及び別紙 2 「部活動大会等参加同意書兼健康観察票」を準用して、作成・管理する。

- ウ 宿泊を伴う大会等に参加する場合には、別紙1を所管の学校経営支援センターに必ず提出する。
- エ 緊急時には保護者との連絡が直ちに行えるよう、緊急連絡先を把握しておくとともに、緊急連絡があることについても保護者に周知しておく。
- (9) 吹奏楽部や合唱部等の定期演奏会等については、校長の責任の下、感染リスクを検討の上、実施の 可否を判断すること。実施する場合は、次の事項に留意すること。
 - ア 定期演奏会等開催のための準備に卒業生や保護者は参加させない。
 - イ 定期演奏会等開催に当たっては、卒業生や保護者は参観させず、無観客による映像収録やオンライン配信とするなどの工夫を行う。
 - ウ 外部施設を借用して定期演奏会等を実施する場合は、施設管理者等における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン等に基づいて実施する。

2 部活動の実施に当たっての配慮事項

- (1) プレー中以外はマスクを着用する、マスクを外す場面で円陣を組む等の発声をしない、プレー終了 後等の会食はしない、休日等に練習を行う場合は昼食時間を避けて行うことを徹底するとともに、 各競技専門部等が示しているガイドライン等に基づき、感染症対策を講じる。
- (2) 部活動実施前後の更衣等における会話は控える。また、部活動終了後は速やかに帰宅する。
- (3)顧問、外部指導者においても、不織布マスクを必ず着用して指導する等、感染症対策を徹底する。

3 その他

- (1) 部活動における練習の内容及び方法などに関する計画を作成するなどして、引き続き、生徒が自主的・自発的かつ連帯感をもって取り組むことができるよう工夫し、心身の健康を保持・増進するよう指導する。
- (2) 部活動指導員も含め、部活動顧問が、自宅にいる生徒に対してオンラインや書面等による指導を行うことは可能とする。
- (3) 部活動の実施に当たり、判断が難しい場合は、担当まで相談する。
- (4) 今後、若年層の感染状況によっては、部活動の取扱いについて改めて通知することがある。

以上